

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第8章 屋外広告物に関する行為の制限

8-1. 表示・掲出に関する基本的な事項

良好な景観の形成を図るため、建築物等の意匠・形態に関する行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関し、景観計画区域のそれぞれの地区の特色に合わせた意匠・形態、規模、色彩、照明などに係る行為の制限を以下に定めます。

また、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聴き、助言・指導を行います。

8-2. 景観計画による行為の制限

景観計画区域内の地区ごとに、屋外広告物等の意匠、形態、規模、色彩、照明に係る行為の制限について定めます。

■市域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること。 (2) 色彩は、次のとおりとすること。 ア 彩度が10より高い色彩としないこと（軽微なものを除く。）。 イ 彩度が6.5以下を基調とすること。
広告塔	屋上広告塔	(1) 高さは、設置建築物等の高さの3分の1以下で、かつ、5メートル以下とすること。 (2) 幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。
	一般広告塔	(1) 幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 道路の交差点から20メートル以上離れた場所に設置すること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの（直描を含む。）	(1) 長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出しで平行なもの	(1) 面積は、設置壁面の面積の4分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2) 長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (3) 道路上に突き出さないものであること。 (4) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	(1) 設置壁面から垂直方向に1メートル以上突き出していないこと。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	(1) 縦は、3メートル以下とすること。 (2) 横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。 (4) 屋根面に直描しないこと。
	和風屋根に設置するもの	(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。

		(3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。 (4) 屋根面に直描しないこと。
立看板		(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 横は、1メートル以下とすること。 (3) 高さが30センチの脚を有すること。 (4) 設置の期間は、30日以内とすること。 (5) 道路上に設置しないこと。
建植広告物		(1) 著しい変形でないこと。 (2) 上下2段以上でないこと。
へい垣広告物		上端は、へい垣を超えないこと。
アーチ広告物		(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
気球広告物		(1) 気球は、球型で、直径3メートル以下とすること。 (2) 綱の長さは、45メートル以下とすること。 (3) ネット面に広告物を設置すること。 (4) 補助綱を用いること。
横断幕		(1) 縦は、1メートル以下とすること。 (2) 設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
幕広告		(1) 幅は、1.5メートル以下とすること。 (2) 長さは、11メートル以下とすること。 (3) 幕は、布地を用いること。
はり紙		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 1辺が1メートル以下とすること。 (3) 表示の期間は、30日以内とすること。 (4) 著しい変形でないこと。

■景観計画区域(景観計画重点区域を除く)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 意匠及び形態は、次のとおりとすること。 ア 世界遺産背景地地区、歴史的遺産周辺地区、宇治橋下流地区、市南北玄関口地区及び市街地地区、田園地区、山麓地区、山間地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺の景観と調和した意匠とすること。 イ 主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、過度に目立たない意匠及び形態とすること。 ウ 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、その支柱が見えないようにすること。 (2) 色彩は、次のとおりとすること。 ア 世界遺産背景地地区及び市街地地区、田園地区、山麓地区、山間地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、背後の自然景観及び周辺の景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 イ 歴史的遺産周辺地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 ウ 宇治橋下流地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 エ 市南北玄関口地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 オ 主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、沿道景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	一般広告塔	高さは、地上から15メートル(木造の広告塔は、地上から10メートル)以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、設置壁面の面積の4分の1以下とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	和風屋根に設置するもの	(1) 面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、大棟を超えないこと。
建植広告物		(1) 面積は、30平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下とすること。

■景観計画重点区域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 周辺の景観と調和した意匠とすること。 (2) 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さを超えないこと。 (3) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの (直描を含む。)	面積は、道路に面する壁面の場合は、設置壁面の面積の5分の1以下とし、それ以外の場合は、設置壁面の面積の10分の1以下とすること。
屋上広告物		面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■風致地区全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。 (2) 高さは、地上から15メートル（特別風致地区（宇治市風致地区条例（平成26年宇治市条例第33号）第2条第1項に規定する特別風致地区をいう。以下同じ。）については、10メートル）以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	壁面に直描しないこと。
へい垣広告物		へい垣面に直描しないこと。

■景観計画重点区域のうち重点地区1(中央玄関口地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区2(世界遺産周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

景観計画重点区域のうち重点地区3(世界遺産保全及び特別風致地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

景観計画重点区域のうち重点地区4(白川集落地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区5(白川集落周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区6(萬福寺周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計2.5平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区7(黄檗駅周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から4メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(平等院表参道地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋東詰地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(あさぎり通り、さわらびの道周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(大津南郷宇治線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 高さは、地上から10メートル以下とすること。 (3) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (4) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (5) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(平等院周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋若森線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(本町通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

